

総物流施策推進プログラムに掲げる取組に関する実施状況に係る  
物流関係団体の御意見への対応について（概要）

※意見総数 99 件のうち主な御意見を抜粋

意見対象	関係団体の主な御意見	関係省庁の主な対応
1. (2) 1) ア) (No. 7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際コンテナ戦略港湾の結節点機能の向上を図るべき。</li> <li>・国際コンテナ戦略港湾とそれ以外の港湾の機能の棲み分けを整理すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際海上輸送網と国内海上輸送網とを結節する高い機能を発揮することができるよう、ターミナルの構造、海陸一貫のフィーダ網の構築に向けて努める。</li> <li>・アジアの発展や対岸貿易の伸展に伴い我が国各地域とアジアや対岸諸国とを直接結ぶ輸送ニーズも高まっているため、地方港湾の取組についても支援に努める。</li> </ul>
1. (2) 1) イ) (No. 8)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンテナラウンドユースは、船会社間でのコンテナ貸借や荷主間マッチングのハードルが高い。</li> <li>・片道ごとに船社が異なるケースでのコンテナの扱い・修理等の問題に対する対策を検討すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンテナラウンドユースの促進に当たっては、荷主、コンテナの管理者である船会社、ドレージ業者等、様々な主体が連携し、各業界が効率化の成果をバランス良く享受することにより、win-win の関係を構築することが重要であるため、ご指摘いただいた課題を踏まえ、調査検討等を推進していく。</li> </ul>
1. (2) 1) ウ) (No. 9)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際港湾に近接した貨物駅を海上輸送と陸上鉄道輸送の結節点として計画的に整備・一体運営していくべき。</li> <li>・どのような機能の強化に注力するのか、記述すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道積替施設に対して港湾機能高度化施設整備費補助金による支援等を行うなど、鉄道輸送との一体運営の推進に向けた取組を行っている。ご指摘を踏まえ、施策の推進に当たっては、計画的な事業実施に努める。</li> <li>・ご指摘を踏まえ、「課題及び今後の対応の方向性」において、港湾施設整備の具体的内容として、「大型船舶に対応した岸壁の整備、災害時の物流機能維持に寄与する岸壁等の耐震強化等を推進する」旨を記述した。</li> </ul>
1. (2) 2) ア) (No. 10)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京港の早朝ゲートオープンの実績及びコンテナターミナルの再配置について言及すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「施策の取組状況」において、「東京港については、東京都が平成 26 年 2 月に「東京港総合渋滞対策」を定め、コンテナふ頭の再編やゲートオープン時間の延長等の取組を行うこととしている」旨などを追記した。</li> </ul>
1. (2) 2) イ) (No. 11)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「製造業の生産・出荷体制」の前に「流通業などの国内出荷体制および」を追記すべき。</li> <li>・ゲートオープン時間延長について定期的にレビューを行うべき。</li> <li>・モデル事業を行っている港を明記すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見を踏まえ、追記した。</li> <li>・ニーズ等を踏まえながら、荷主等へのサービス強化の観点から港湾運営の一環として取組を検討する。</li> <li>・モデル事業は、平成 23 年度まで東京港、横浜港、名古屋港、四日市港、神戸港、大阪港で実施しており、現在は各ターミナルにてニーズ等を踏まえ延長を行っている。ご指摘を踏まえ、上記の 6 港を明記した。</li> </ul>

1. (2) 4) ア) (No. 13)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Colins と NACCS の統合について方針を明示すべき。また、統合に合わせて全国展開を図るべき。</li> <li>・「総合的物流情報プラットフォーム」の構築に向けた検討に際し、手続きフローの見直しを考慮すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Colins と NACCS の統合のあり方については検討中。具体的な方針が決定後、公表する予定。Colins の対象港湾の拡大については、今後とも各港と調整する。</li> <li>・「総合的物流情報プラットフォーム」として国際物流の一翼を担う次期 NACCS については、手続きフローの見直し等も含め、NACCS センター、財務省、国土交通省等関係省庁、民間企業による検討会において検討中。</li> </ul>
1. (2) 4) イ) (No. 14)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンテナ搬出入に係る既存の手続きシステムから NACCS への円滑な移行支援等、普及の迅速化のための方策を具体化すべき。地方港でもサービスを開始すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CY 搬出入関連業務の普及に当たっての課題については、全国港湾の民間事業者ヒアリング調査を実施中。東京港、川崎港、横浜港、大阪港以外の港湾のサービスについては、平成 26 年 7 月から秋田港でサービスを開始しており、引き続き普及促進を図っていく。</li> </ul>
1. (2) 5) ア) (No. 16)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三大都市圏環状道路の整備率や道路による都市間速達性の確保率に関し、現行の目標を可能な限り前倒しすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三大都市圏環状道路整備率や道路による都市間速達性の確保率の目標を着実に達成するため、高規格幹線道路の整備等による道路ネットワークの強化に取り組んでいるところ。</li> </ul>
1. (2) 5) ウ) (No. 18) 2. 2) ウ) (No. 75)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通流対策の推進内容について、より具体的に記述すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見を踏まえ、「課題及び今後の対応の方向性」において、具体的な施策として、「信号機の集中制御化や多現示化等の信号機の改良」、「信号情報活用運転支援システム」の整備を推進する旨を追記した。</li> </ul>
1. (2) 6) ア) (No. 21)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成田・羽田の特色を生かした物流のあり方について、関係者と検討・協議を進めるべき。</li> <li>・成田については、接続貨物の効率的な運営の実現等、物流機能強化に向けた方策を検討すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・首都圏空港（成田・羽田）の更なる機能強化の具体化を図っていく中で、首都圏空港における物流のあり方について関係者のご意見も伺って参りたいと考えている。</li> <li>・ご意見を踏まえ、「課題及び今後の対応の方向性」において、「増大する仮陸揚貨物を更に取り込むための方策」について検討する旨を追記した。</li> </ul>
1. (2) 8) ア) (No. 31)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国際コンテナ戦略港湾」と「日本海側拠点港湾」の 2 つの港湾政策を整合的に推進すべき。</li> <li>・海上輸送拠点の強化に向けた取組内容を可能な限り具体的に明示すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国際コンテナ戦略港湾」では、北米航路や欧州航路など基幹航路を、「日本海側拠点港湾」では、中国・韓国・ロシアなど対岸諸国（特にダイレクト貨物）をターゲットにしており、両政策が矛盾・逆行することの無いよう、引き続き整合性に配慮しつつ推進していく。</li> <li>・ご意見を踏まえ、「課題及び今後の対応の方向性」において、日本海側拠点港湾における施策として、「既存施設を有効に活用しつつ、伸ばすべき機能（「コンテナ」、「フェリー・RORO」など）の選択・集中や港湾間</li> </ul>

		の連携を通じた取組等を推進する」旨を追記した。
1. (3) 1) ア) (No. 36)	・荷主側の意識改革をはじめ、物流事業者にも効率良く仕事をしてもらうための方策を検討し、普及啓発に努めるべき。 ・パレット等の活用などを製配販及び物流事業者で検討すべき。	・荷主と物流事業者のパートナーシップの構築は、物流効率化に不可欠なため、今後ともグリーン物流パートナーシップ会議等を活用し、普及啓発に努めていく。 ・製・配・販連携協議会では、商慣行の改善等によりリードタイムの最適化等の取組を推進しており、パレット等の活用も今後の検討課題の1つと捉えている。
1. (3) 4) ア) (No. 46)	・物流ニーズに対応した鉄道利用の促進に向け、モーダルシフト、31ft コンテナの導入、トッブリフターの貨物駅配備の促進に関する支援策を検討すべき。	・モーダルシフトの実施に必要な荷役機器の導入や31ft コンテナの導入については、環境省と連携し、エネルギー対策特別会計を活用した補助金のメニューで支援対象とするとともに、荷役機器については、財政面（無利子貸付）・税制面（軽油引取税）でも支援を行っており、今後とも取組を進めていくこととしている。
1. (4) 2) イ) (No. 56)	・個人宅での宅配便の不在置きやコンビニ指定ができるよう、発注時のオプションに加えるべき。	・平成27年度予算要求中の再配達効率化促進事業にて、対応方策の検討の際に参考とする。
1. (4) 3) イ) (No. 58)	・「荷捌き施設等の整備」の部分を、「荷捌き施設・駐車施設等の積極的な整備」と修正すべき。 ・きめ細やかな駐車規制、違法駐車を取り締まりに当たっては、物流にも配慮すべき。	・ご意見を踏まえ、プログラム本文の「荷捌き施設等の整備」の部分を「荷捌き駐車施設等の積極的な整備」と修正した。 ・ご意見を踏まえ、「きめ細かな駐車規制」及び「違法駐車を取り締まり」の取組状況について、具体的な内容の記述を追記した。
1. (5) 1) ア) (No. 64) 1. (5) 1) イ) (No. 65)	・トラック運転手の人材不足対策としての事業環境の改善という意味で、まずは東京港周辺の渋滞緩和策を講じるべき。	・東京港周辺の渋滞緩和策については、ご意見を踏まえ、1. (2) 2) ア) (No. 10) において、記述を追記した。 ・国土交通省において、平成26年3月に「物流政策アドバイザー会議」を、同年4月に「物流問題調査検討会」を設置し、物流分野の労働力不足に関する状況の把握及び対応方策の検討を行っているため、本検討についてもプログラム本文及び工程表に追加した。
2. 5) サ) (No. 90)	・グリーン物流パートナーシップ会議の推進に当たっては、中小事業者に対する指導、援助、政策の普及啓発に努めるべき。	・中小企業事業者への施策の広報については、これまでも周知を図っており、中小企業の補助金利用も増加してきているところ。今後ともHP等を通じて分かりやすい広報と普及啓発に努める。
3. (1) 1) ウ) (No. 94)	・対象港湾、各種対策工事の達成率を明記すべき。	・ご意見を踏まえ、対策工事の達成率を明記した。
3. (1) 1) エ)	・港湾BCPの策定を促進すべき。	・ご意見を踏まえ、プログラム本文及び工程表におい

(No. 95)	未策定の港湾に対しては、国の行政機関が指導・支援すべき。	て、「港湾 BCP の策定の促進」を追記した。
3. (2) 2) ア) (No. 110)	・大型車両の道路利用の適正化については、取締り強化等のほかに、事業者側の利便性向上の観点からも、通行条件の柔軟性に対して検討すべき。	・本年 5 月 9 日策定の「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」に基づき、道路を極めて大きく傷める重量超過の悪質違反者には厳罰化を、道路を適正に利用する者にはより使いやすくといった、メリハリの効いた取組を進めていくこととしている。
3. (3) 1) ア) (No. 113)	・AEO 事業者に対する更なる税関手続簡素化等を推進し認定事業者数の増加を図るとともに、既認定事業者には監査等が過度な負担とならないよう配慮すべき。 ・利便性の向上に向け、官民での意見交換等の拡充を図るべき。	・我が国における AEO 制度については、AEO 事業者に対する承認・認定手続きや事後監査等を通じて、本制度の適切な実施を確保しているところ。AEO 事業者の利便性向上等の観点から、AEO 制度の改善に随時取り組んできており、今後とも引き続きご協力いただきつつ、更なる改善に取り組んでいくこととする。
3. (3) 2) ア) (No. 114)	・新 KS/RA 制度に係る関係者との意見交換については、「意見交換等を通じて明らかとなった課題について官民関係者間で認識の共有」を図るとともに、「課題解決に向け取り組んでいく」旨及びその具体的方策を追記すべき。	・ご意見を踏まえ、修正した。現在、関係団体等を構成メンバーとする意見交換会を開催し、継続的に航空貨物保安制度の効率的な運用、その他の航空物流の在り方について、共通認識化された課題の検討を行っていくこととしている。なお、関係者と十分な意見交換を行っていくため平成 27 年度も引き続き意見交換を実施するよう工程表を修正した。
3. (4) 1) オ) (No. 119)	・新安全輸送ガイドライン等の認知・取組状況等に係るフォローアップ調査の結果を記述すべき。	・ご意見を踏まえ、「施策の取組状況」において、フォローアップ調査の具体的結果を追記した。